

2. ビザを使っての入国手続

- 米国へは、DS-2019 に記載されているプログラム開始日の 30 日前から入国可能です。
- ビザは入国許可証ですが、最終的な判断は入国審査官が行います。有効なビザを保有していても、入国が拒否されることがあります。
- 2013 年 4 月 30 日より航空機または船舶を利用した場合、I-94 (入国カード)の自動化に伴い、入国カードの記入、提出、返却が不要となります。入国後に滞在期限を必ず確認し、印刷をして保管することをお勧めします。期限を超えて米国に滞在するとオーバーステイになりますのでご注意ください。 The U.S. Customs and Boarder Protection (CBP)のウェブサイト(<https://i94.cbp.dhs.gov/I94>)にアクセスすることで出入国記録の確認できます。陸路で入国する場合は従来通り出入国記録カードの記入、提出、出国時に返却が必要となりますのでご注意ください。
 - (1) 入国審査官にパスポートと DS2019、SEVIS 管理費支払証明書(ご家族は不要)を提出します。
 - (2) 入国審査官から質問があります。入国目的などを英語でご説明されるのにご不安のある場合は、サポートレター(署名のないものでも可)を提示することをお勧めします。
 - (3) 電子的な指紋採取とデジタルカメラによる写真撮影が行われます。
 - (4) パスポートに入国スタンプが押され、返却されます。必ず入国資格(ビザ資格)と滞在期限を確認し、間違っている場合はその場で訂正を受けてください。Jビザの場合滞在期限には D/S と記入されます。これは Duration of Status の略で、DS-2019 に記載される期間に準ずる、という意味です。ただし、パスポートの有効期間満了日を超えての滞在は許可されませんので、ご注意ください。
 - (5) パスポートと一緒に、DS-2019 と SEVIS 管理費支払証明書(ご家族は不要)も必ず返却を受けてください。

3. SEVIS の居所登録

- プログラム開始日後 20 日以内に、スポンサー団体(DS-2019 を発行した団体) 対する SEVIS 居所登録を行ってください。ご家族の居所登録の必要はありません。詳しくはご利用のスポンサー団体(大学等の場合、インターナショナルオフィス)へご確認をお願い致します。
- 万が一登録を怠ったり、期限を過ぎたりした場合は滞在資格を喪失し、日本へ強制送還されることとなりますのでご注意ください。

4. 出国及び再入国

- 研修期間中、日本へ一時帰国する場合、DS-2019 の右下にある Travel Validation の欄にスポンサー団体より承認を受ける必要があります。手続き方法につきましてはスポンサー団体へご確認をお願い致します。

- 再入国は「2. ビザを使っての入国手続」の要領で行います。必要に応じてサポートレターをご準備ください。

5. 米国滞在中の注意

- ビザの期限は入国が許可される期限であり、合法的に滞在が認められる期限とは異なります。特にJビザではビザが有効でも DS-2019 が無効であれば不法滞在となりますので、ご注意ください。逆にビザが無効でも有効な DS-2019 があれば合法的に滞在することができます。アメリカ国内では滞在期限に、アメリカ国外ではビザの有効期限にお気をつけください。期限を超えて米国に滞在するとオーバーステイになります。
- Jビザは DS-2019 に記載されているプログラム終了から 30 日間はアメリカに滞在することが認められています。
- 帯同家族は主たる申請者が帰任/帰国する時点で、たとえ帯同家族の I-94 の期限がまだ十分残っていたとしても家族だけがそのまま米国に滞在すべきでないと考えます。

なにかご不明な点がございましたら、どうぞご遠慮なくお問い合わせください。

株式会社グリーンフィールド・オーバースーズ・アシスタンス

電話:03-6230-4331 e-mail:greenfield@green-f.biz